

平成26年5月2日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課保育担当者 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

規制改革会議への提出資料について（情報提供）

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨日、規制改革会議健康・医療WGが開催され、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）に基づき措置した事項について、資料の提出及び報告をしてまいりました。提出した資料につきましては、規制改革会議のホームページにおいて公表されております（資料1－3厚生労働省提出資料）。

（<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg2/kenko/140501/agenda.html>）

このうち、昨年度、資料の確認・提出等をお願いいたしました、①保育所の設置主体別数（資料1－3中別添1）及び②保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等（資料1－3中別添2）につきましては、資料の取りまとめに当たり、多大な御協力をいただき、ありがとうございました。

なお、これらの調査につきましては、規制改革実施計画において、「平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置」とされておりますので、引き続き、御協力をお願いいたします。①につきましては、参考1により既に依頼済みであり（5月15日（木）が期限となっております）、②につきましては、調査対象に保育計画策定市区町村が含まれておりますので、対象自治体が確定次第、依頼することとしております（昨年は10月に依頼しております）。

また、株式会社等多様な主体の参入に関しましては、参考2「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」（平成25年5月15日雇児発0515第12号。雇用均等・児童家庭局長通知）を昨年5月に発出してしておりますので、改めて周知をさせていただきます。

さらに、資料1－3中別添3において、保育士数増加策への対応案をまとめております。その中で、保育士登録の事務については、全体で7日の短縮を図ることとしており、都道府県におかれても、その事務の4日の短縮をお願いしたいと考えておりま

す。以前意見照会をさせていただいた際には、3月分については、他の月とは業務量が相当に異なるとの御意見をいただいたことから、通常どおりの対応としたいと考えております。

この保育士登録の事務の関係につきましては、別途御連絡をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(保育士確保関係)

田野、山本 (内線 7925、7958)

(保育士確保関係以外)

堀 (内線 7961)

電話：03-5253-1111

F A X：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp